

会議録

会議の名称	令和7年度 弘前市みどりの審議会
開催年月日	令和7年11月25日(火)
開始・終了時刻	午後2時 から 午後2時30分 まで
開催場所	弘前市役所 前川新館6階 大会議室
議長等の氏名	勝川健三
出席者	勝川健三、堀内弦、上野和俊、木村努、幸山忠勝、兵藤勝幸、横山奈智子
欠席者	尾崎高広、桝澤睦子、清野優美子
事務局職員の職氏名	都市整備部部長 小山内孝紀 公園緑地課課長 鳴海淳、課長補佐 成田一成、 主幹兼事業係長 小山内渉、管理係長 長谷川亘、 主幹 橋場真紀子、総括主査 海老名雄次、 主査 丸居和、主事 柳田未地人
会議の議題	組織会 報告事項 (1) 弘前大学構内のメタセコイアの保存樹木指定に係る標識設置について (2) 弘前公園内のナラ枯れの被害状況について
会議結果	・会長に勝川健三委員を選出し、職務代理者に堀内弦委員を指名した。 ・報告事項について内容の確認を行った。
会議資料の名称	報告事項 (1) 弘前大学構内のメタセコイアの保存樹木指定に係る標識設置について (2) 弘前公園内のナラ枯れの被害状況について
会議内容	報告事項 (1) 弘前大学構内のメタセコイアの保存樹木指定に係る標識設置について 事務局：弘前市保存樹木に指定した弘前大学のメタセコイア3本の標識（樹名板）設置に伴い、7月24日にお披露目セレモニーを開催しました。

	<p>当該保存樹木は、昨年度の本審議会において、委員の皆様と現地視察のうえ、指定について審議をいただき、令和6年12月26日付けで指定したものです。</p> <p>弘前市みどりの条例第5条第5項では、保存樹木の指定をしたときは標識を設けることとしており、指定日や指定理由等を明記した標識を3本それぞれに設置しました。今回設置した標識には、近年のニーズに沿うよう二次元コードを掲示し、弘前市ホームページの保存樹木に関するページの閲覧がスムーズに行えるように配慮しました。</p> <p>委 員：対象樹木は、郡場寛先生の第2代弘前大学学長就任記念として植樹されたものとしているが、資料によつては郡場寛先生は第3代弘前大学学長と記されているものもあるため前回の審議会で確認することとしていたが、その後どうなったのか。</p> <p>事務局：確認した結果、最終的には第2代弘前大学学長として統一させていただくこととなりました。</p>
	<p>報告事項</p> <p>(2) 弘前公園内のナラ枯れの被害状況について</p> <p>事務局：ナラ枯れは、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によって水分通導が阻害され枯死に至る伝染性の樹木被害で、1980年代以降全国で集団的に発生しております。</p> <p>弘前公園内でのナラ枯れ被害の初確認は令和6年度で、弘前城植物園内において5本発生し、伐採処分を行いました。内訳は、カシワ、ミズナラ、コナラが1本ずつで、アカナラが2本でした。</p> <p>令和7年度の被害は弘前公園内全域に拡大し、昨年度発生した樹種に新たにヤマグリが加わりました。本数については資料記載のとおり52本にのぼり、所在は別紙位置図のとおりです。</p> <p>委 員：今後の対策等、見通しについてご教示いただきたい。</p>

	<p>事務局：ナラ枯れの被害を受けた樹木は再生することが難しいので、伐採処分を行う予定です。</p> <p>時期的には来年のさくらまつりまでを目処に行いたいと考えております。</p> <p>委 員：別紙位置図によるとかなりの本数で、すべてを伐採処分となると景観的に影響があるのではないか。</p> <p>事務局：弘前公園内のコナラは幹周りが2m以上で大きいものもあり、また弘前城植物園内では本数が35本と多くなっておりますが、直径20cm以下の細い木が多く含まれていますので、伐採処分を行っても景観的にはたいして影響はないものと考えております。</p> <p>委 員：今年は青森県内全域で山間部を中心にナラ枯れの被害が多く、恐らく来年度も被害が拡大すると思われるが、弘前公園内の対策として現状でどのように考えているのか。</p> <p>事務局：弘前公園内は大径木が多くかなりの高さのところまでナラ枯れの被害が出るため、枝ごとに誘引器設置や薬剤注入がなかなか難しいことから、現状で予防的な処置は難しいものと考えております。</p> <p>そのため伐採処分を行い、まずは倒木などの被害を防ぐことしております。</p>
その他必要事項	会議 公開